市町村名:長崎県佐世保市

					市町村名:	人間 八江 匹	VK113					
1. 事業名	女性活躍推進事業											
2. 実施期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日											
3. 女性活躍推進法に基づく 推進計画策定時期 (策定予定時期)	平成30年3月 (策定済・策定予定)※どちらかにマルをつ	つけてください。 計画期		(予定)	H30	~	R4					
4. 地域の実情と課題	本市は、日本の本土最西端に位置し、製造業とともに県北地区の商業サービス業、観光の中心となっている。H27国勢調査によると、全国と比べて第2次産業従事者は6ポイント低く、第3次産業従事者は5ポイント以上高い。女性の正規・非正規の割合はほぼ同じで、全国平均と比べても正規の割合は3ポイント以上高くなっている。一方で、本市の平成28年12月実施の事業所実態調査では、女性の管理職割合は14.6%と低く、まだまだ女性の登用が進んでいない。 平成28年12月実施の事民意識調査では、妊娠・出産を機に退職や転職した女性は5割を超え、その理由の中に「職場に十分な制度や理解がなかったから」と回答した人が30%以上となっている。また、令和元年年実施の「子育てしやすい街づくりのためのアンケート調査」では、就労中の母親の91.1%は制度と企業風土が整えば、働き続けたいと回答している。女性が働き続けるためには、「長時間労働の習慣を改める」など働き方の改善や職場の環境づくりが求められている。 そのため、平成27年度から事業主による「女性活躍応援宣言登録※」を進めており、平成30年度からは取組実績についてのアンケート調査の中から優良取組事業所を選定し、リーフレット等での広報を実施している。今後も平成29年度に発足した官民連携の「させぼ女性活躍推進協議会」と連携して女性活躍への啓発・推進を行うこととしており、更なる事業主の取り組みを進める必要がある。また、令和3年9月の有効求人倍率は、1.24倍で依然人手不足が続いているが、前述の市民意識調査によると、現在就労していない20~40代の女性の90%以上が「就労意欲あり」(「すぐに」及び「そのうち働きたい」)と回答している。就業形態については時間の融通がつきやすい「パート・アルバイト等」を希望する女性が多い結果となっているが、職場環境整備などによりフルタイムでの就業も可能になると考える。そのため、就業検討の相談で多様な選択肢を提示して女性の就労意欲を高め、実際に企業と女性を結びつける役割が必要となってくる。 ※ 市内企業や団体のトップに女性活躍推進に向けた具体的な取組を社内外に向けて宣言していただく制度											
5. 事業の趣旨・目的	女性活躍についての広報や事業主による「女性活躍応援宣言登録」の呼びかけを行っており、より多くの事業主の賛同を得て、制度を浸透させるために、「させぼ女性活躍推進協議会」と連携して、「女性活躍応援宣言」登録事業所の拡大や女性活躍の機運の醸成を図る。また、女性の再就職支援のため就業相談会を実施し、就労意欲のある女性と市内企業のマッチングへつなげる。											
		目標・KP		目標値	(時点)	現状値	[(時点)					
6. 事業目標・重要業績評価指標(KPI) (全体) (※女性活躍推進法に基づく推進計画や男女共同参画計画などの数値目標を活用しつつ、客観的な数値等による事業目標・KPIを設定してください。)⇒要件②「見える化」(※複数の目標・KPIを設定する場合は、適宜、行を追加してください。)	①令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の中長期目標	女性活躍のポジティブ・アクション に取り組む事業所の割合		55%	(R4)	39.6%	(H28)					
	②令和7年度まで(第5次男女共同参画基本計画期間中)の重要業績評価指標(KPI)(※KPIは目標達成への事業進捗の測定指標)				()							
		女性活躍応援宣言登録累計件数 (アウトプット)		200件	(R5.3.31)		()					
	④事業KPI(全体)	女性活躍推進のため応援宣言制 度の説明・訪問事業所数		30件	(R5.3.31)							
	①「させぼ女性活躍推進協議会」による「女性活躍応援宣言」登録事業所の拡大 「女性活躍応援宣言」登録事業所の拡大に向けた働きかけを行い、宣言による市内企業等の働きやすい職場環境整備を図り女性の活躍 へとつなげる。											
7. 事業内容	②「女性活躍応援宣言」登録事業所のさらなる取組の推進 登録から概ね3年目の事業所に対し、具体的な取組実績やその効果を問うアンケート調査を実施し、登録事業より推薦のあった女性社員 で構成される「女性プロジェクトチーム」のメンバーで、取組内容が優れている事業所を選出し先進事例として広報紙に掲載し学生・市民・事 業主へ周知する。また、登録事業者(事業主・管理職)を対象とした研修を実施し、さらなる取組を推進する。											
	③女性管理職の登用促進長崎県と連携し、「女性プロジェクトチーム」のメンバーに県が実施する女性社員が管理職として活躍するためのキャリア研修(ミドルマネジメント講座)を受講してもらい、研修受講後、本市において女性目線での働きやすい職場づくりの提案やネットワークづくりのための活動を行う。											
	④女性の再就職支援 託児つきの就業相談会を月に1回開催し、個別相談の中で相談者の状況に応じた働き方を提案し、希望者を「おしごと情報プラザ※」へ つないで実際の求人へ結びつける。また、「女性活躍応援宣言登録事業所」を対象とした企業相談会や女性の多様な働き方セミナーを開催し、人手不足の解消と女性活躍の促進を図る。											
	⑤イクボスの普及拡大 働きやすい職場づくりを目指した意識改革や男性の積極的な家事・育児への参加促進を図るため、市内の事業主に対してイクボス研修を 開催する。											
	⑥第4次佐世保市男女共同参画計画の策定 令和5年度の改定に向け、市民意識調査や事業所実態調査を実施し、実態を把握するとともに、女性活躍推進を兼ねた新たな計画の策 定を行う。											
	※UJIターン希望者や出産・育児・介護等からの再就職希望女性を対象に、市内企業への就職あっせん、職業相談、企業情報提供を行う 市の機関											
8. 事業の実施により 期待される効果	各事業所が働きやすい職場環境となることにより、働き終た、再就職支援のための相談により、就労意欲のある女性		用へのモチベー	ーションが	高まり、女性	の活躍へと	繋がる。ま					

9. 事業効果の検証及び 今後の課題の整理方法	事業所実態調査から女性活躍に取り組むために必要な支援策などを検証し、第4次佐世保市男女共同参画計画へ反映する。また、就業相談を行った女性へのアンケートから必要な再就職支援策などを検証し、今後の事業につなげる。									
10. 事業の実施体制 ⇒要件③「官民連携・地域連携」			女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況							
	連携体制の名称	させぼ女性活躍推進協議会	設置の有無	有	設置(公表)時期	H29.10	※連携体制が、法に基づく協議会の場合「○」を選択	0		
	構成団体	労働局、商工会議所、金融機関、新聞社、大学、その他経済団体								
	各構成団体の主な連 携内容	・女性活躍応援宣言登録事業所の拡大へ向けて周知等の協力。 ・働き方や職場環境整備についての協議及び情報発信。 ・市内の大学と連携し、学生にライフデザイン等の講義。								
	他の地方公共団体との連携	 ・「ながさき女性活躍推進会議(県)」と連携し、佐世保市の「女性活躍応援宣言事業所」へ登録した事業者が「ながさき女性活躍推進会議」の会員登録を同時に行い、双方のメリットが受けられるようにする。 ・・県の女性管理職登用に向けた人材育成(ミドルマネジメント)講座を受講した者(本市の女性によるプロジェクトチームからの参加者)が女性目線での働きやすい職場づくりの提案やネットワークづくりのための活動を行う。 と 各種の企業に対する取組のなかで、県が実施する女性活躍推進アドバイザー派遣制度等の周知を行い、本市の企業における女性の活躍を促進する。 ・・個別就業相談会等の参加者に、県が実施する就労支援セミナー等を案内するなど、連携して本市の女性の再就職を促進する。 ・・県や平戸市が実施するイクボス推進関連事業と連携し、相互に情報交換や広報協力等を行い、イクボス推進に向けた機運醸成を図る。 								
11. 女性活躍推進法に基づく 国の「女性活躍推進に向けた 公共調達及び補助金の活用 に関する取組指針」に準じた 公共調達における取組	① 実施済 ② 令和 年 月から実施予定 ③ 検討中 ◆① 実施予定なり ※ いずれかにマルをつけてください。									
12. 担当者名及び連絡先	市民生活部 人権男女共同参画課 川崎 千春 電話:0956-37-6131 e-mail:jinken@city.sasebo.lg.jp					oo.lg.jp				
13. 事業実施及び連携工程	様式2−2−1に記載⇒ 要件④「政策連携」									
14. 経費の内訳	様式2-2-2に記載									

注)本様式はA4で3枚以内としてください。